

告 示

埼玉県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項及び第二項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項及び第十項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和六年六月二十八日

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小 笠 原 薫 子

埼玉県監査委員 立 石 泰 広

埼玉県監査委員 日 下 部 伸 三

令和5年度特定事務監査（テーマ監査）結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項及び第2項、埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び第10項並びに基準第15条第1項及び第2項に基づき報告する。

1 監査等の種類

特定事務監査（基準第3条第1項第2号）

2 特定事務（テーマ）の設定

新型コロナウイルス感染拡大防止策について ～ウイズコロナが求められる中で、これまでの検証や今後を見据えた取組～

（設定理由）

新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月に埼玉県内で初めて陽性者が確認されて以降、令和4年8月5日には一日当たりの新規陽性者数が最多の13,991人となるなど、令和5年5月8日に感染症法上の位置づけが2類相当から5類へ変更されるまで、8回にわたり大きな感染の波があった。

埼玉県では各方面の関係機関や関係者との連携、県民や事業者の協力の下、様々な対策を全力で取り組んでおり、令和4年度の埼玉県一般会計歳出予算においても約3,400億円超を計上している。その一方、関係予算の主な財源となる国の交付金を対象とした会計検査院による検査が全国で実施されており、令和5年11月7日に公表された「令和4年度決算検査報告」では、交付金の対象とならない経費を含めていたものや補助上限額を超えて交付金が交付されていたものなど、新型コロナウイルス感染症対策交付金を対象とした不当事項が複数報告されている。

そこで、本監査においては、これまでの定期監査や令和5年度財政的援助団体監査とも連動させながら、新型コロナウイルス感染拡大防止策をテーマとする。

3 監査の対象

（1）対象事務

本テーマに係る多岐多様にわたる埼玉県の対策のうち、事業規模等を考慮し、次の令和4年度の事務の執行等の一部を対象事務として実施する。

ア 検査・医療提供体制の確保・強化

- ① PCR検査等無料化事業
- ② 不安を抱える妊婦等への分娩前ウイルス検査

イ 感染者のフォローアップ体制や軽症者等の療養体制の確保

- ① 軽症者等の宿泊施設の確保
- ② 自宅療養者支援センターの運営

ウ 福祉施設における感染拡大防止対策

- ① クラスタ対策 COVMAT

- ② アドバイザリーボード
- ③ オンライン感染管理支援 eMAT
- ④ 高齢者施設リリーフナース事業
- ⑤ 高齢者施設等に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る施設整備及び事業継続の補助事業（県単分）

(2) 対象機関

本庁4機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
福祉部	高齢者福祉課、少子政策課
保健医療部	感染症対策課、健康長寿課

(3) 実施期間

令和5年12月14日～令和6年2月1日

4 監査の着眼点

(1) 着眼点

監査対象機関における対象事務の執行等についての監査は、県の単独事業を中心に、以下の項目について、法令等に従って適正に処理されているか、費用対効果に配慮したものとなっているか、あるいは所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性に加え、合規性、正確性の観点に着眼して実施する。

- ① 契約や補助金交付は適正に行われているか
- ② 目的に照らし実施効果は確保されているか

(2) 確認事項

(1) の着眼点に基づき、下表のとおり、確認事項を整理し監査を行った。

着眼点	主な確認事項
契約や補助金交付は適正に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約に係る一連の手続きは適正か ・ 随意契約による場合、法令等に照らし適正か ・ 契約に係る実施時期や実施範囲は適正か ・ 補助金交付に係る一連の手続きは適正か ・ 補助金交付の制度設計は適切、妥当なものとなっているか ・ 補助金交付に係る実施時期や実施範囲は適正か ・ 支払遅延が生じていないか
目的に照らし実施効果は確保されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の履行状況・履行確認は適切か ・ 契約の履行により実施効果は所期の目的を充足しているか ・ 補助金の交付により所期の目的に沿った実施効果は得られているか

	<ul style="list-style-type: none"> ・対策に係る関係機関との役割分担は適切か ・所期の目的に照らし対策の実施効果は十分得られているか
--	---

5 監査の実施内容

基準第9条ないし第13条の規定を踏まえ、次のとおり監査を実施した。

区分	実施時期	実施手法
職員予備監査	令和5年12月20日～令和6年1月31日	書面
委員監査	令和6年2月1日	実地

6 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、その他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項及び監査結果の報告に添える意見については、次のとおりである。

(1) 指摘事項 なし

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 なし

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

(3) 監査結果の報告に添える意見 3件（4機関）

番号	部局	機関	意見内容
1	保健医療部	感染症対策課	<p>【緊急時における迅速な発注業務】</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止策においては、第一に県民の生命や生活を守ることを使命とした様々な対策や業務の遂行を余儀なくされた。その中で緊急時に必要となる</p>

			<p>業務委託や賃貸借、備品等の購入などの発注業務においては、迅速性が強く求められるところである。</p> <p>例えば、宿泊療養施設の確保における県内のホテル等の借上げや自宅療養者への支援に係る備品購入など、県民の不安を少しでも早く払拭することを念頭に、必要に応じた発注業務を適時・的確に実施しなければならない。</p> <p>これらの発注業務は、過去に例のない県民の生命や生活を守るという高い緊急性における迅速な対応として適切なものであった。</p>
2	福祉部 保健医療部	高齢者福祉課 感染症対策課	<p>【継続的な関係機関との連携の確保】</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月に中国の武漢市で第1例目の感染者が報告されてから、世界各地で感染が拡大し、埼玉県でも様々な分野にわたり拡大防止策を講じてきた。その対策は、県の行政機関のみでは到底対応できるものではなく、県民や医療機関をはじめ、事業者や各種団体、国や市町村など多くの機関の協力を必要とするものであった。</p> <p>本県では対策を進める上で、特に重症化リスクの高い高齢者等への対策などに力を注ぎ、その中で、福祉施設における感染拡大対策ではクラスター対策チーム COVMAT、オンライン感染管理支援 eMAT などの対策を医療機関や関係団体等と綿密に連携しながら感染の拡大に努め、大きく貢献されている。</p> <p>今後、新型コロナウイルス感染症のような事態が再び起こりうる可能性があることを想定すると、様々な機関や団体等とともにワンチームで取り組むことが重要であることから、平時における確認など、継続的な連携の確保に努めていただきたい。</p>

3	福祉部 保健医療部	高齢者福祉課 少子政策課 感染症対策課 健康長寿課	<p>【得られた知見と経験、検証結果の引継ぎ】</p> <p>令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置付けが2類相当から5類に変更されたものの、いまだ収束には至っていない。</p> <p>県では、5類への変更を一区切りとして、令和5年12月に「新型コロナウイルス感染症対策～埼玉県の取組～」により、得られた知見や経験を取りまとめており、未知なるウイルスに対し、また、状況が次々と変化していく中で、医療・福祉関係者や県民、事業者の方々の多大な協力の下、県庁がワンチームとなって、知恵を絞りと、感染防止に全力で取り組んできたことが伺える。</p> <p>本書でも触れているとおり、今後、同様な事態が再度発生する可能性は否定できない。この経験や検証結果を風化させずにしっかりと引き継ぎ、今後とも県民の生命を守り、生活を全力で支えていただきたい。</p>
---	--------------	------------------------------------	---

7 他監査等の状況

新型コロナウイルス感染拡大防止策は、本監査の対象機関のほか、知事部局、企業局、下水道局、各種行政委員会、教育委員会及び警察本部の全機関においても取り組んでおり、定期監査等を通じて実施状況を確認している。

(1) 定期監査

本監査の対象機関を含む全部局を対象として毎年度実施している定期監査において、各対象機関における新型コロナウイルス感染症対策に係る財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が適切に行われているか確認したところ、不適正な事項は認められなかった。

なお、各年度の監査結果については、それぞれ年4回に分けて公表している。

(2) 決算審査

令和4年度埼玉県歳入歳出決算（一般会計）審査において、新型コロナウイルス感染症対策を含む対象年度における決算計数に誤りはないか、収入及び支出の事務は適正に行われたかなどを確認している。

この審査結果の意見として、「収入未済額の縮減について」を留意又は改善を要する事項の一つに挙げており、一般会計における諸収入の収入未済額が増加している主な要因として、新型コロナウイルス感染症対策に係る「埼玉県感染防止対策協力金」の返還金の未収金によるものとして、以下の意見を付して、令和5年9月14日に公表している。

（留意又は改善を要する事項の抜粋）

収入未済額の増加のうち主なものは、一般会計では諸収入1億9,954万円増であり、主に埼玉県感染防止対策協力金の返還金の未収金によるものである。納入義務者の経済状況を正確に把握

し、確実に返還を求める必要がある。また、コロナ禍において緊急に大量の件数を迅速に処理する必要があったことは認めるが、後日返還を求める事態になったことを踏まえると、同様な事態の発生に備えて審査体制の在り方など、改善点を共有すべきである。

(3) 財政的援助団体監査

「PCR等検査無料化事業」について、全国的に補助金の不正受給発覚による交付決定の取り消しや交付額の返還が複数発生していることを踏まえ、令和5年度の財政的援助団体監査において、令和4年度に実施した「PCR等検査無料化事業補助金」の受給団体を対象に、PCR等検査無料受検者（約150万人）の受検データを解析し、受検行動（回数及び頻度）が他と著しく異なるものを抽出して当該者に係る補助金を受給した法人等を選定して監査を実施したところ、不適正な事項は認められなかった。この監査を通じて得られた解析データや対象法人等については、本監査の対象機関である感染症対策課に適宜情報提供している。

なお、感染症対策課においては、補助金の交付申請書や実績報告を分析し、令和5年3月に不正に補助金を受給した1者に登録取り消しを行うほか、令和6年3月にも3者に対し交付決定の取り消しを行っている。